資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

（再資源化事業等高度化法）に関する研修会

期日　令和６年１１月６日（水）

時間　１０：００～１１：３０

場所　くまもと県民交流館パレア

次　第

１　開会挨拶

　　（一社）熊本県産業資源循環協会　会長　野原雅浩

２　研修会

　　　講師：環境省九州地方環境事務所　資源循環課長　和家　秀格　氏

　　　内容：再資源化事業等高度化法について

　　　　　　・法制定の背景、内容、成立過程での議論の状況　など（60分）

　　　　　　・質疑応答（15～30分）

３　閉会

（裏面）

**事前質疑事項**

**問１**　高度再資源化事業及び高度分離・回収事業の認定業者は、廃棄物処理法の許可を受けないで廃棄物処理施設を設置することができると規定されている。

　　　その認定に当たって、国は「生活環境の保全上の見地から都道府県及び市町村の長の意見を聴く」とあるが、その過程で認定申請業者に地元住民への説明会等の実施を課すのでしょうか。（廃棄物処理法による施設設置許可手続きではここにかなりの時間を要する。不公平感が生じないような措置が必要）

**問２**　この法律で廃棄物処分業者の役割が期待される一方、中小・零細企業は淘汰されるのではとの懸念が生じている。この法律の元となった「具体的な施策のあり方について」には、「業界の底上げに向けた具体策等について検討を深める」とあるが、法律では見えてこない。どのような検討が行われているのでしょうか。

**問３**　知事許可を取得している廃棄物処理施設で高度化計画の認定を取った場合、既存の知事許可はどうなるのか。施設の所管は環境省に替わるのでしょうか。